

**「あんしん・防災ねっと」**

携帯電話のメールアドレスを登録した人には、市から緊急情報メールを送信します。また、災害時の緊急情報・避難所情報や休日・夜間診療所情報などが閲覧できます。  
<http://www.anshin-bousai.net/iga/>

※携帯電話のバーコードリーダー機能で、QRコードを読み込んで登録できます。



QRコード ▶

【問い合わせ】 総合危機管理室  
 ☎ 22-9640 FAX 24-0444

**お知らせ 暮らしなんでも相談**

賃金不払い・不当解雇・年金・税金・介護・子育て・ローン相談（住宅・自動車・教育・介護）・保険の保障見直し（生命・自動車・火災・自然災害）・住宅の新築・建て替え・リフォーム・住宅のトラブルなどに弁護士・税理士など専門家が相談にお応えします。

【と き】 12月1日(出)

【ところ】 ゆめぼりすセンター

【申込先・問い合わせ】

暮らしほっとステーション伊賀事務局（連合三重伊賀地域協議会事務局内） ☎ 23-6063

※午前9時～午後5時

（土・日曜日、祝日は除く。）

商工労働観光課

☎ 43-2306 FAX 43-2311

**お知らせ 119番の日**

11月9日は「119番の日」です。いざというときに備え、電話機のそばに自宅の住所番地、電話番号を書いたメモを貼っておくなど、普段から落ち着いて正確な通報ができるよう心がけてください。

**◆ 119番のかけ方◆  
「おちついて！**

**ゆっくり！**

**はっきりと！！**

- 1 火事ですか、救急ですか？
- 2 災害の発生場所は？何か目印や目標物は？
- 3 火事や事故などの状況は？
- 4 あなたの名前と電話番号は？

**《携帯電話からの通報》**

電波状況や場所により、近隣の消防本部につながる場合があります。その場合、切らずに「伊賀市」と伝えらると伊賀市消防本部に転送されます。

また、運転中の携帯電話の使用は非常に危険ですので、安全な場所へ停車してから通報してください。

※ 119番は緊急の回線です。災害発生の際は、災害情報案内（☎ 21-0119）をご利用ください。

**【問い合わせ】**

消防本部消防救急課

☎ 24-9110 FAX 24-3544

**「広報いが市」の点字版・録音版を発行しています**

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

**お知らせ 合同就職セミナー**

地元就職の促進を図るため、就職セミナー（U・J・Iターンを含む合同求人説明会）を開催します。多数ご参加ください。

【と き】

12月3日(月) 午後1時～4時

【ところ】

三重県伊賀庁舎 7階大会議室

【内容】

○求人企業

市内企業、周辺企業など約25社

○求職者

卒業予定の大学生・短大生・専門学校生と高卒者、職業についていない人

【問い合わせ】

上野商工会議所

☎ 21-0527

名張商工会議所

☎ 63-0800

伊賀市商工会

☎ 45-2210

商工労働観光課

☎ 43-2306 FAX 43-2311

**ご存じですか？**

**粗大ごみ戸別収集（福祉収集事業）**

**【対象者】**

次のいずれかに該当する人のみで構成されている世帯

- 75歳以上の高齢者
- 介護認定を受けている人
- 障害者手帳を持っている人

【対象品目】 ※1回の申請につき、収集は5点以内

○ 家具・寝具類：タンス・ソファ・食器棚・ベッド・布団・カーペットなど

○ 電化製品：扇風機・掃除機・電子レンジ・ファンヒーターなど

○ その他粗大ごみ：自転車・ストーブ・物干し竿・衣装ケース・脚立など

※リサイクル法によるもの（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン）や処理困難物、産業廃棄物となるものは収集の対象となりません。

**【問い合わせ】**

伊賀北部地区：清掃事業課 ☎ 20-1050 FAX 20-2575 各支所（伊賀・島ヶ原・阿山・大山田）住民福祉課

伊賀南部地区（青山支所管内）：青山支所住民福祉課 ☎ 52-3227 FAX 52-2174

市では、平成24年4月から、対象者のご自宅の玄関先まで粗大ごみの収集にうかがう福祉収集（無償）サービスを行っています。事業の対象となる人はぜひご利用ください。

**【平成24年4月～9月の申請内訳と主な収集品】**

《申請内訳》

決定件数 / 申請件数	上野	伊賀	島ヶ原	阿山	大山田	青山
168件 / 179件	106件	12件	3件	22件	5件	20件

《主な収集品》

いす・ソファ	タンス・棚	机・テーブル	ベッド	布団	カーペット	ストーブ・ファンヒーター
85点	102点	48点	29点	43点	30点	38点

【申請方法】 清掃事業課・住民課・市民生活課・各支所住民福祉課・各地区市民センターにある「伊賀市粗大ごみ戸別収集（福祉収集）事業利用申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。また、申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

### イベント 国際交流フェスタ2012 〈市民と世界をつなげる 絆〉

市民の国際意識の高揚と相互理解、友好交流を深めることを目的とし開催します。

- 日本や外国の料理・工芸品の販売・舞台・物作り体験 など
  - 多言語防災訓練（防災についてスタンプラリーで楽しく学ぶ。）
- ※先着プレゼントもあります。

【とき】 12月2日(日) 午前10時～

【ところ】 ふるさと会館いが

【問い合わせ】 国際交流協会事務局  
☎ 22-9629  
企画課  
☎ 22-9621 FAX 22-9628

### イベント やまなみ文化祭

【とき】 11月18日(日)  
午前9時20分～

【ところ】 ふるさと会館いが 大ホール

【内容】 歌・踊り・演奏など（やまなみ文化協会の13サークルが出演）

【問い合わせ】 いがまち公民館  
☎ 45-9122  
FAX 45-9160



### お知らせ 健康診査のレディースデー

女性限定の健診日を開催します。検査スタッフはすべて女性です。

【とき】 11月29日(木)  
午前9時～（定員：18人）  
午後1時～（定員：21人）

【ところ】 伊賀市健診センター

- 【検査内容】
- 骨密度測定
  - マンモグラフィ（1方向）
  - 子宮頸部細胞採取・内診・経膈エコー
  - 管理栄養士による栄養相談（希望者）

【検査費用】 12,000円  
【申込方法】 電話 ※先着順  
【申込受付開始日】 11月9日(金) 午後2時～  
【申込先・問い合わせ】 伊賀市健診センター ☎ 24-1186

### お知らせ 裁判所から名簿記載通知を 発送します

この通知は、平成25年2月から平成26年2月までの間に裁判員に選ばれる可能性がある人に発送されます。

※あらかじめ心づもりをしていただくためのもので、通知の段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

【問い合わせ】 津地方裁判所事務局 総務課 ☎ 059-226-4172

### お知らせ 高齢者あんしん見守り ネットワーク事業 認知症と認知症ケアの研修会

【とき】 12月9日(日)  
午後2時～（受付：午後1時30分）

【ところ】 ふるさと会館いが 大ホール

【講師】 特定医療法人財団健和会 看護介護政策研究所 所長 宮崎 和加子さん

【演題・内容】 「認知症の人の歴史から学ぶ」  
※認知症の人とその家族を支える社会づくりについて

【問い合わせ】 介護高齢福祉課  
☎ 22-9634 FAX 26-3950

### お知らせ 税を考える週間

【とき】 11月17日(土)・18日(日)  
午前10時～午後4時

【ところ】 うえせん白鳳プラザ（上野東町2957）

- 【内容】
- 税に関する作品展示 中学生・小学生の入選作品
  - 税理士による税務相談（17日午後1時～4時）
  - 会計ソフト体験
  - 記帳相談会

【問い合わせ】 伊賀青色申告会  
☎ 26-1016 FAX 51-0525  
課税課  
☎ 22-9613 FAX 22-9618



## 共に生きる —介護高齢福祉課—

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

これまで「福祉」というと、「車椅子・お年寄り」など、障がいのある人や高齢者、あるいは、生活に課題を抱えた人など、特定の人々を対象としたものと捉え、救済的な内容が福祉であると理解されてきました。

本来、福祉とは、幸せや豊かさを意味する言葉であり、「ふだんのくらしのしあわせ」を実現させることであると言われています。しかし、何を幸せと思うかは、人によってさまざまな感じ方があり、誰もが「自分の幸せ」を願っています。だからこそ、「ほかの人の幸せ」も大切にすることが求められています。

地域の中で安心して暮らし続けたいという願いをかなえるため、相手の立場に立って考えることのできる「福祉の視点」を持ち、さらには、地域の中で共に生きるということを大切に意識を育みながら、それが日々の生活の中で、当たり前のこととして定着させる必要があるのではないのでしょうか。子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、国籍や言葉の異なる人も、

すべての人々が地域の中でかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されることなく支えあえるよう、市民一人ひとりが意識を高めていくことが大切です。

ある小学校に通っている障がいのある男の子がいて、何か自分が役に立てることはないかと思っていました。

そんなとき、学校から福祉施設を訪問したら、「来てくれてありがとうね」、施設の人からも「おばあちゃん、Aくんが来てくれて元気になったよ」と言われました。

男の子の体験作文には、「ぼく、初めて人からありがとうって言われて嬉しかった」と書いてありました。「ぼくも誰かのために役に立てんだ」その男の子にとっては、とても大きな生きる自信になりました。

ささいなことでも自分自身を受け止めてもらえ、認められることで誰もが心地よく暮らしていけるよう、福祉の分野からも、「共に生きる」というメッセージを発信していくことを心がけていきたいと思えます。